

日本へ入国される方へ

現在、日本へ入国するためには、出国前 7 2 時間以内の陰性証明やアプリのインストールが必要です。詳細は以下の各項目を参照してください。

【目次】

1. 出国前 7 2 時間以内の陰性検査証明
2. 日本の検疫措置を遵守する誓約書
3. スマートフォンの携行、必要なアプリのインストール
4. 質問票の提出
5. ワクチン接種証明書による待機期間の短縮（指定国・州のみ）
6. 関係機関ウェブサイト及び問合せ先等

【厚生労働省サイト】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

1. 出国前 7 2 時間以内の検査証明書

●現在、全ての国・地域からの日本への入国者に対し、出国前 7 2 時間以内に実施した COVID-19 に関する検査による「陰性」であることの検査証明の提出が求められます。本措置は、日本人・外国人を問わず対象となります。検査証明がなければ、検疫法に基づき上陸が認められません。また、検査証明不所持者は、航空機への搭乗を拒否されます。

●検査証明書は、原則として厚生労働省の所定のフォーマットを使用する必要がありますが、所定フォーマットの使用が困難な場合には、任意のフォーマットを使用することが可能です。ただし、任意のフォーマットの場合には、航空機の搭乗時及び本邦入国時に検査証明の内容を確認するための時間がかかることがあります。

※厚生労働省所定検査証明フォーマットはこちら↓。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

※当館管轄州で厚生労働省の所定のフォーマットを使用可能な施設はこちらを参照↓。

[100249516.pdf \(emb-japan.go.jp\)](#)

●任意のフォーマットの場合、下記（１）から（３）の全項目が英語で記載されている必要があります。必要情報が欠けている場合には、上陸拒否の対象となるか、検疫所が確保する宿泊施設等で待機していただくことがあります。

（１）人定事項（氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）

（２）COVID-19 の検査証明内容（検査手法（厚生労働省指定の検査証明書のフォーマット

に記載されている採取検体、検査法に限る)、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日)

(3) 医療機関等の情報(医療機関名(又は医師名)、医療機関住所、医療機関印影(又は医師の署名)) ※カナダでは、医療機関または検査機関といった検査証明の発行が認められている機関において医師、看護師等および検査機関の担当者の検査証明を行うことが可能な者により作成された検査証明については、医療機関等のレター・ヘッド及び電子署名があれば有効な証明として取り扱われます。)

●厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法以外による検査証明は、本邦検疫及び各航空会社に無効なものと取り扱われます。

※現在、厚生労働省は、検体採取方法として、「鼻咽頭ぬぐい液」(Nasopharyngeal Swab)、「唾液」(Saliva)、「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合」(Nasopharyngeal and oropharyngeal swabs)のいずれかによる検体採取のみを認めています。これら以外の検体(Bilateral Nasal Swab など)は認めていません。

【検査証明書に関する Q&A (日本語版)】

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100228637.pdf>

【検査証明書に関する Q&A (英語版)】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825074.pdf>

2. 日本の検疫措置を遵守する誓約書

●検疫所へ「誓約書」の提出が必要です。14日間の公共交通機関の不利用、自宅等での待機、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの利用等について誓約いただくことになります。

「誓約書」が提出できない場合、検疫所が確保する宿泊施設等で待機していただきます。

●誓約に違反した場合は、検疫法に基づく停留措置の対象となり得るほか、(1)日本人については、氏名や、感染拡大防止に資する情報が公開され得ること、(2)在留資格保持者については、氏名、国籍や感染拡大防止に資する情報が公開され得ること、また、在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得ることがあります。

【誓約書】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000806701.pdf>

3. スマートフォンの携行、必要なアプリのインストール

日本入国後14日間は、自宅やホテル等での待機等の確実な実施のため、お持ちのスマートフォンにアプリ3種類(①MySOS、②地図アプリの位置情報保存設定、③COCO)をインストールし、利用していただく必要があります。詳しくは以下のリンクをご覧ください。入国時に職員がスマートフォン及びアプリの確認を行います。スマートフォンをお持ちでない方は、入国前に、空港内でスマートフォンをレンタルしていただくことになります。

必要なアプリについての詳細は下リンク参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

4. 質問票の提出（質問票 Web）

●入国後 14 日間の健康フォローアップのため連絡先を確認します。日本国内で入国者ご本人が使用できるメールアドレス、電話番号を質問票に必ず記載してください。質問票 WEB より回答し、QR コードを作成してください。QR コードはスクリーンショットまたは印刷し、検疫時に提示をしてください。

●航空機搭乗前に航空会社のカウンターにて QR コードを確認されることがありますので、事前の登録をお勧めします。

<https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/files/100132029.pdf>

5. ワクチン接種証明書による待機期間の短縮（指定国・州のみ）

●現在、我が国が有効と認めたワクチン接種証明書を保持する方については、入国後 14 日目までの自宅等での待機期間中、入国後 10 日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出ることにより、残りの期間の自宅等での待機が免除されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00307.html

自宅等待機期間等の短縮について（Q&A）<https://www.mhlw.go.jp/content/000841413.pdf>

●当館管轄地域では、アルバータ州、マニトバ州、サスカチュワン州、北西準州、ヌナブト準州が発行するワクチン接種証明書が有効なものとして認められています。

●ご不明な点は、以下 6. の厚生労働省電話相談窓口へご連絡ください。

6. 関係機関ウェブサイト及び問合せ先等

●海外から帰国される方等への情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

●検疫措置に関するよくある質問（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

●厚生労働省 電話相談窓口

日本国内から：0120－565653（フリーダイヤル）

海外から：＋81－3－3595－2176（日本語・英語・中国語・韓国語）